

第4回いすみ市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年4月7日（金） 午後3時00分
- 2 開催場所 いすみ市大原文化センター 1階 大会議室
- 3 出席委員（13名）

1番 藤平 正一	2番 織本 幸一	3番 鈴木 茂雄
4番 吉清 哲司	5番 池田 誠	6番 中村 好男
7番 三枝 正直	8番 高橋 奈緒美	9番 高浦 伸芳
10番 麻生 等	11番 福山 博久	12番 松崎 秋夫
13番 吉野 鋭致		
- 4 欠席委員（0名）
- 5 提出議案
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第5号 令和5年度第1次農用地利用集積計画（案）について
 - 議案第6号 非農地判断についてその他

(開会 午後3時00分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦労様です。

それでは、ただいまから令和5年第4回農業委員会総会を開会いたします。

会議が始まります前に、4月の人事異動にあつては、農業委員会事務局職員の異動はありませんでしたので、引き続き、ご指導の程よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、定数の確認をさせていただきます。

本日は、委員総数13名全員の出席となっております。

よつて、出席委員は過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

会長 それでは審議に入る前に、議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号6番、中村委員、議席番号8番、高橋委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、番号7の案件が、会議規則第10条の議事参与の制限に該当いたしますので、初めに番号1から番号6までを審議いただき、その後に番号7について、ご審議をお願いします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号に入る前に3ページ、番号7番の議案の差し替えをお願いいたします。

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件についてご説明いたします。

番号1、譲渡人理由は、相続にて取得したものの耕作出来ない為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

申請土地、須賀谷字姥田、地目、田、970㎡。ほか6筆。7筆合計6、

560㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は1です。

番号2、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

譲受人は現在長南町に在住しておりますが、申請地の他に隣接する農家住宅、倉庫を取得しており、いすみ市へ夫婦で半移住し、長南町との2拠点生活を営む予定でおります。作物はウリ、アスパラを栽培し、アスパラに関しては長南町から苗を移植します。

申請土地、島字権現堂、地目、畑、381㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は2です。

番号3、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

申請土地、若山字水分、地目、田、439㎡。ほか2筆。3筆合計1,526㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は3です。

番号4、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は、譲渡人の要望に応じる為です。

申請土地、深堀字西ノ谷堰下、地目、畑、247㎡。ほか1筆。2筆合計286㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は4です。

番号5、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は、新規就農の為です。

譲受人は現在東京に在住しておりますが、申請地の他に隣接する農家住宅、倉庫付きの宅地を取得しており、いすみ市へ移住し、ジャガイモ、大根、ナス、キュウリを栽培する予定です。

申請土地、山田字欠ノ上、地目、畑、740㎡。ほか1筆。2筆合計1,619㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は5です。

番号6、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

申請土地、岬町中滝字富喜、地目、田、337㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は6です。

以上、番号1から番号6までの説明を終わります。ご審議の方よろしく
お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。
番号1について、7番、三枝委員の補足説明をお願いいたします。

三 枝 委 員 はい。三枝です。

事務局の説明のとおりで問題ないと思いますので、よろしくお願いま
す。

議 長 続きまして、番号2について、2番、織本委員の補足説明をお願いいた
します。

織 本 委 員 2番の織本です。

元々、長南の方で野菜を作っているということで、特に問題ないと思
います。ご審議よろしくお願います。

議 長 続きまして、番号3及び番号4について、4番、吉清委員の補足説明を
お願いいたします。

吉 清 委 員 はい。4番、吉清です。

3番の方ですけれども、図面を見て頂きまして、左側に堰がありまして、
ここが荒れていまして、受人がここをきれいにして作付けするとのことで、
近所の人も助けられております。

4番の方ですけれども、受人は元々農家で、機械等揃っておりますので、
問題は無いと思います。よろしくご審議お願います。以上です。

議 長 続きまして、番号5について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいた
します。

高 浦 委 員 はい。高浦です。

この土地は宅地にくっついた畑でありまして、農家住宅を買い受けるに
あたりまして、農地を取得して、農業経営に参入したいということです。

買受人は永住資格者です。採れたものはネット販売とかしたいとの意向
で新規就農ということでの申請です。ご審議よろしくお願います。

議 長 続きまして、番号6について、10番、麻生委員の補足説明をお願いい

たします。

麻生委員 はい。10番、麻生です。

この圃場なのですけれども、受ける方の家も近いですし、近くに所有する圃場もあり、耕作しやすくなるということで申請がありました。問題ないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号1から番号6については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第1号の番号7についての審議に移りますが、議事参与の制限により、4番、吉清委員におかれましては、しばらくの間、退室をお願いいたします。

(吉清委員退室)

議長 吉清委員が退室されましたので、引き続き、番号7についての事務局の説明を求めます。

事務局 番号7についてご説明いたします。譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は、譲渡人の要望に応じる為です。

申請土地、深堀字道陸神、地目、畑、6.61㎡。ほか5筆。6筆合計1157.61㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は7です。

以上説明を終わります。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号7について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 はい。

申請地周辺は近年、住宅の建設が進むなか、今回、休耕地となっている申請地を取得し、梅などの果樹を作付けする計画です。譲受人は農業経営

を法人化し、大規模に稲作を行っていますが、今回、個人で申請するも問題ないと思われます。以上です。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 それでは質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号7については、原案のとおり可決されました。

それでは、吉清委員の入室をお願いいたします。

(吉清委員入室)

議長 続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、番号6の案件が、会議規則第10条の議事参与の制限に該当いたしますので、初めに番号1から番号5までを審議いただき、その後に番号6について、ご審議をお願いいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定に基づく許可申請の番号1から番号5について、ご説明いたします。

番号1から番号3は関連がございますので、一括で説明いたします。

本件土地は大原仲町の田552㎡外2筆。3筆計1,612㎡です。第二保育所の北側に位置します。図面番号8です。

申請地は都市計画法に規定する用途地域内の農地であることから、第3種農地に該当します。

転用目的は、土砂等の利用による農地造成です。湿地状態で耕作困難な田を嵩上げして畑へと改良しようとするものです。

埋立ての事業計画は、平均1.5mほど埋立てを行います。法面の勾配は、30度の安定勾配で仕上げ、土砂の崩落を防止します。

また、造成の為の土砂は茂原市栗生野、御蔵芝地先の配水管布設替え工事から搬入する発生土、2,418立方メートルを使用します。

土砂の運搬・処理費を埋立て・整地費と相殺する為、費用は掛かりません。

他法令の関係は、小規模埋立て条例が該当し、3月24日に環境保全課に許可申請がなされております。

農地復元後は、枝豆を作付けします。

番号4、本件土地は山田堂谷の田491㎡で、天徳寺の北側に位置します。図面番号9です。

申請地は小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地であると考えます。

転用目的は専用住宅、107㎡及び車庫、8㎡です。

申請人は現在天徳寺の住職であり、寺の寮舎に家族5人で生活しておりますが、寺の近くに生活の為の専用住宅を建築します。

用水は市営水道。排水について雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、排水路へ放流します。

番号5、本件土地は下原関戸前の田1,231㎡で成就院の東側に位置します。図面番号10です。

申請地は農振農用地であるため、原則として許可できませんが、一時転用で事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められることから、例外的に許可できるものと考えます。

転用目的は、土砂等の利用による農地造成です。湿地状態で耕作困難な田を嵩上げして畑へと改良しようとするものです。

埋立ての事業計画は平均0.95mほど埋立てを行います。法面の勾配は、30度の安定勾配で仕上げ、土砂の崩落を防止します。

また、造成の為に土砂は茂原市の茂原公園弁天湖護岸改修工事から搬入する発生土1,169立方メートルを使用します。

土砂の運搬・処理費を埋立て・整地費と相殺する為、費用は掛かりません。

他法令の関係は、小規模埋立て条例が該当し、3月23日に環境保全課に許可申請がなされております。

農地復元後は、枝豆を作付けします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1から番号3について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 はい。

事務局から説明がありましたけれども、造成工事のために通行許可を鴨川市の方から得ていますので、特に問題ないものと思われま。以上です。

議長 続きまして、番号4及び番号5について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい。9番、高浦です。

4番については、お寺の住職さんが自宅を建てるということで、周辺は山の中の農地といっても耕作はどうなのかといった土地で、面積の方も必要最小限500に満たない491㎡ということで特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

5番については、下原のかなり水捌けの悪いところにして、田としての効用はかなり難しいということで、埋め立てをして畑にする、これも問題ないと思いますのでよろしくをお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号の番号1から番号5については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号の番号6についての審議に移りますが、議事参与の制限により、私はしばらくの間、退室をさせていただきます。その間、議長を織本副会長をお願いいたします。

(藤平会長退室)

副 会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしく申し上げます。

番号6について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号の番号6について説明いたします。

番号6、本件土地は下原関戸前の田、790㎡で番号5の申請地に近接しております。図面番号10です。

申請地は農振農用地であるため、原則として許可できませんが、一時転用で事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められることから、例外的に許可できるものと考えます。

転用目的は、土砂等の利用による農地造成です。湿地状態で耕作困難な畑を嵩上げして改良しようとするものです。

埋立ての事業計画は平均0.95mほど埋立てを行います。法面の勾配は、30度の安定勾配で仕上げ、土砂の崩落を防止します。

また、造成の為に土砂は茂原市の茂原公園弁天湖護岸改修工事から搬入する発生土1,169立方メートルを使用します。

土砂の運搬・処理費を埋立て・整地費と相殺する為、費用は掛かりません。

他法令の関係は、小規模埋立て条例が該当し、3月23日に環境保全課に許可申請がなされております。

農地復元後は、枝豆を作付けします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明に入ります。

番号6について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高 浦 委 員 はい、高浦です。

先程の5番の案件と隣接と言える農地です。やはり水捌けが悪くて、藤平さんも立会いの時に、機械が潜ってしまうような土地で大変だと言っておられました。特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

松崎委員 はい。

議長 松崎委員どうぞ。

松崎委員 12番、松崎です。

地目が畑となっているのですが、畑でもズブズブでいけない土地ということなのですか。

事務局 はい。

登記簿上の地目は畑となっています。現地については、道路より低くなっており、自己保全管理がなされている農地です。

高浦委員 畑なのですけれども、もっと嵩上げしなければ、まずダメであろうという形状なのです。それこそ田と間違えるのも仕方のないくらいの土地でした。嵩上げしないと耕作は不都合なのだろうなと感じました。

松崎委員 分かりました。

議長 他に質疑ありませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号の番号6については、原案のとおり可決されました。

それでは、藤平会長の入室をお願いいたします。

(藤平会長入室)

副会長 会長が戻りましたので、これで議長を交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

議長 それでは、続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定に基づく許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

番号1、本件土地は岬町東中滝の畑、登記面積308㎡の内103.10㎡です。岬橋の西側に位置します。図面番号11です。

当初計画内容、専用住宅の建築。当初許可年月日、令和4年1月1

4日許可。当初指令番号、千葉県夷農指令第272号の12-7。

変更理由、専用住宅の許可を得たが、車庫が必要になったため、隣接地に車庫を建築する。

変更後計画は車庫の建築、39.28㎡です。

本申請と同時に農地法第5条の規定による許可申請がなされております。議案第4号、番号7です。

申請地は10ヘクタール以上の農地の広がり内にある農地であることから第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が住宅に付随する車庫で、集落に接続することから例外的に許可できるものと考えます。

権利の内容は、使用貸借権設定です。

所要資金は250万円で自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。
番号1について、10番、麻生委員の補足説明をお願いいたします。

麻生委員 はい。

計画変更ということで、専用住宅、いま出来ておりまして、防犯上、どうしても車庫が必要ということで変更が出てきました。周りも住宅地でありますので、問題ないかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

池田委員 はい。

議長 池田委員どうぞ。

池田委員 専用住宅で取ったのですよね。車庫ってのは専用住宅に付随するのが通常ですよね。専用住宅はどうなっているの。

議長 事務局どうぞ。

池田委員 何の変更だかよく分からない。

事務局 専用住宅につきましては、令和4年1月14日許可を受けまして完成している状態です。元々住宅建築で5条申請が上がっていたのですけ

れども、その際は車庫を作らない計画でした。現地は県道沿いで交通量も多いということで、自動車の盗難など心配だということで、車庫を作りたいということで申請がなされたものです。

池田委員 車庫を作る予定は無かったということ。

事務局 はい。

池田委員 分かりました。

議長 他に質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、番号6については、取り下げとなりました。

また、番号8の案件が、会議規則第10条の議事参与の制限に該当いたしますので、初めに番号1から番号5及び番号7を審議いただき、その後番号8について、ご審議をお願いいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号でございますが、説明の前に議案の訂正箇所が2箇所ございます。

訂正の1箇所目です。番号1の転用施設の欄の法面、200.95㎡を法面、255.00㎡に訂正をお願いします。

訂正の2箇所目です。番号6について、申請人より取り下げの旨の届けがありましたので、議案より削除をお願いいたします。

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、番号1から番号5及び番号7についてご説明いたします。

番号1、本件土地は荻原明神下の田538㎡で、古屋集会所の南側に位置します。図面番号12です。

申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がり内にある農地であることから第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目

的が住宅で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものと考えます。

転用目的は専用住宅、63.34㎡です。

借主は現在茂原市のアパートにて生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となることから、実家に隣接する祖父所有の農地を使用貸借し、自己の住宅を建築します。

なお、専用住宅の転用許可面積は建築面積の2/2分の100以内で上限がおおむね500㎡以内となっておりますが、本件は法面が255㎡あり、筆全体面積538㎡から法面255㎡を差し引いた有効面積が283㎡となるため、面積要件を満たすものとなっております。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、水路に放流します。

権利の内容は、使用貸借権設定です。

全体の所要資金は2,800万円で借入金にて行います。

他法令の関係は、道路法について令和5年3月24日付けで建設課に法定外公共物占用許可申請がなされております。

番号2、本件土地は荻原町田の田1,678㎡で糠田谷青年館の南側に位置します。図面番号13です。

本件土地については、本件の譲渡人及び本件とは別の譲受人の両者から令和4年3月25日付けで、農地法第5条第1項の規定による資材置場への転用を伴う所有権移転の許可申請があり、令和4年4月7日の第4回農業委員会総会にて、第1種農地の例外、例外理由、住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、として、許可相当の議決をいただきましたが、県の審査において、譲受人法人の代表取締役、取締役、専務のいずれもが、申請地から離れた地域に居住していることを理由として、第1種農地の例外に該当しないとして、令和4年6月30日付けで不許可となっております。

申請地は、土地改良事業の施行区域内にある農地であるため、第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、周辺地域居住者の業

務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可になるもの、理由といたしましては、事業計画として、譲受人は現在一宮町の土木会社で働いており、ここ数年、工事で現場を回る際に、居宅等への薪ストーブ設置の増加やキャンプ等でアウトドアを楽しむ方々が増えていることに着目し、この機会に副業として薪の製造販売を行うことを計画しました。販売先は個人直販、農産物直売所、販売業者への卸などを計画しています。

計画では申請地の周辺地域居住者である松丸在住の1名を従業員として雇用することになっており、第1種農地の例外規定に該当すると考えます。

転用目的は、事務所、13.50㎡、作業場、171㎡及び加工場、320㎡です。その他、製品置場、96㎡、駐車スペース、180㎡、進入路・通路、498.5㎡、セットバック、399㎡となっており、安全且つ効率的な作業の行えるスペースが確保出来ていることから、敷地面積に対して問題ない配置となっております。

埋立ては行わず整地のみにて、進入路等は碎石を敷きます。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は153万円で、自己資金にて行います。

番号3、本件土地は岬町和泉豆ヶ谷の田282㎡、農地以外の筆を併せた全体計画は397㎡で、エスポワール岬の北側に位置します。図面番号14です。

申請地は小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地であると考えます。

転用目的は貸家住宅、99.37㎡です。

譲受人は、海に近く需要があると考え、貸家住宅の建築を計画しました。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、前面の市道側溝へ放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は2, 0 1 6 万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路法が該当し、道路工事施工承認申請について、令和5年3月2日付けで建設課に申請済です。

番号4及び番号5は同一案件の為、一括で説明いたします。

本件土地は、岬町和泉新川の田と畑2 1 9 m²で、太東植物群落の西側に位置します。図面番号1 5です。

申請地は番号3と同様の要件である為、第2種農地であると考えます。

転用目的は別荘、5 0 m²です。

譲受人は海岸に近く自然を満喫できる申請地を気に入り、家族と共に保養するための別荘の建築を計画しました。

用水は市営水道。排水について雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、水路へ放流します。

権利の関係は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は1, 1 4 0 万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路占用について令和5年3月3 1日付けで許可済、法定外公共物占用について令和5年3月3 1日付けで許可済です。

番号7は、議案第3号、番号1と同一案件の為、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1及び番号2について、7番、三枝委員の補足説明をお願いいたします。

三 枝 委 員 はい。7番、三枝です。

番号1は、事務局の説明どおり、何ら問題ないと思います。

番号2の方ですが、おおむね事務局説明のとおりです。

現地は機械が潜ってしまうほどの悪条件のため、何十年も前から耕作がされておらず、今後も耕作の見通しは望めません。

今回、申請地近くの松丸在住の方が携わり、薪作りの作業場、加工場等に転用して、有効的に活用される計画として、申請がなされております。

周辺農地の耕作に影響を及ぼすこともなく、周辺環境の改善にも役立つ計画であり、許可できる内容であると思いますので、よろしくご審議お願いします。

議長 続きまして、番号3から番号5までについて、13番、吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 はい。

事務局の説明のとおりでございまして、3番は地目は田となっておりますけれども住宅に囲まれていまして、問題ないと思います。

4、5番も同様でして、問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号7について、10番、麻生委員の補足説明をお願いいたします。

麻生委員 はい。

先程、議案第3号、番号1で説明したとおり、事務局の説明もありましたけれども、そのとおりでございまして。よろしくをお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

池田委員 はい。

議長 池田委員どうぞ。

池田委員 確認ですけれども、番号2、作業場、加工場、駐車場ということですが、何をどういう作業を行うのですか。

議長 事務局どうぞ。

事務局 はい。

今回の計画につきましては、受人が薪の。

池田委員 薪。

事務局 はい、薪ストーブの薪ですとか、キャンプで使う薪とか、そういったものを作る加工場、作業場等として使用します。

池田委員 分かりました。

議長 他に質疑ございませんか。
委員 なし。
議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号の番号1から番号5まで、及び番号7については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号の番号8についての審議に移りますが、議事参与の制限により、私はしばらくの間、退室をさせていただきますので、その間、議長を織本副会長にお願いいたします。

(藤平会長退室)

副会長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしく願います。

番号8について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号の番号8について説明いたします。

番号8、本件土地は新田野久保田の田602㎡で、新田野駅に隣接しております。図面番号17です。

申請地は、新田野駅から300m以内の農地であるため、第3種農地であると考えます。

転用目的は、店舗、72.87㎡及び駐車場、6台です。

譲受人は近隣の方の娯楽の場として、カラオケスナックの店舗を建築する計画を立てました。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、用悪水路に放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は1,875万円で自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号8について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高 浦 委 員 9 番、高浦です。

申請地は、新田野駅のすぐそばの三角形みたいな土地で、線路が東側、西側が国道 4 6 5 号線に面していて、いすみ鉄道で大多喜の方に向かっていきますと左側、時期になりますと菜の花が咲いている、あの辺になります。他の農地には影響を及ぼすことは無いと思いますし、特に問題ないものと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の補足説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございますか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願ひます。

挙手全員でございます。

よって、議案第 4 号の番号 8 については、原案のとおり可決されました。それでは、藤平会長の入室をお願いいたします。

(藤平会長入室)

副 会 長 会長が戻りましたので、これで議長を交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

議 長 それでは、続きまして、議案第 5 号、令和 5 年度第 1 次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 5 号、令和 5 年度第 1 次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和 5 年 3 月 1 6 日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法、改正附則第 5 条、農用地利用集積計画に関する経過措置により、農業委員会の決定を経ることとなります。

ここで補足説明をさせていただきます。1 4、1 5 ページをお開き下さい。

令和 5 年 4 月 1 日より改正農業経営基盤強化促進法が施行されたことによりまして、これまで農用地利用集積計画の根拠となっております。

ました、15ページにある第18条、こちらが改正により削除となりましたが、14ページ、先程説明しました改正附則第5条、農用地利用集積計画に関する経過措置、施行日、これは令和5年4月1日を指しますが、施行日から起算して2年を経過する日までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができます。この規定が適用の根拠となります。

それでは内容の説明に戻ります。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は13ページに記載させて頂いております。

賃借権7件、使用貸借権2件、貸付者9名、借受者7名、田、111,633㎡、畑、987㎡、樹園地、4,391㎡でございます。

以上の計画(案)は、

市の基本構想に適合する

利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められる

農作業に常時従事すると認められる

などを満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号非農地判断について、ご説明申し上げます。

番号1、申請土地、沢部字権現部田、地目、田、244㎡です。

図面番号18番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画も無いとの事から、非農地通知の申し出があったものです。

4月4日に、藤平会長、高浦委員、中村推進委員、農業委員会事務局2名より現地確認を実施しております。

現況は、お手元配布資料右肩1番の写真のとおり原野化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を原野に変更いたします。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高 浦 委 員 はい。高浦です。

写真をご覧ください、一目で見て農地ではないと分かるかと思えますけれども、平成7年以来、手を加えていないとのこと。これを農地として利用する、244㎡、再度、耕作地として農地として利用するのは難しいのかなと。非農地として特に問題ないと思われ。よろしく願いいたします。以上です。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事 務 局 はい。その他といたしまして、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」つきまして、ご説明いたします。18、19、20ページをお開き下さい。

この目標の設定については、3月の総会でも説明しましたが、農林水産省経営局長及び同局農地政策課長からの「令和4年度から、毎年

度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表する」との通知によるものです。

19ページをお開き下さい。「Ⅱ最適化活動の目標」の「1最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積」についてです。3月の総会で確認するとなっておりますものの報告でございます。

「②目標」の集積率ですが、県の中山間農業地域における集積目標の32%を設定するように指示がなされておりますので、その数値を入れております。今年度末の集積面積についても、集積目標32%に基づき新規集積面積343haを集積する目標設定となります。

この点につきまして、県を通じて国に確認を行ってりましたが、国からの回答としまして「2023年、令和5年までに全農地面積の8割が担い手によって利用される」ことを重要業績評価指標としていることから、目標の設定について、集積目標を80%以上設定していれば目標継続。80%未満は都道府県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にて設定されている目標を用いる」との回答でありましたので、この数値を設定せざるを得ないこととなります。

これまでも委員の皆様におかれましては、委員の活動としまして農地の集積に活動頂いております。あくまでも目標ということで、今後ともこれまでと同様に活動頂ければと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして何かありますか。

委員 なし

議長 他にないようですので、ご了承願います。

議長 他に何かありますかでしょうか。

事務局 その他、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は3月31日までに回答済の12件について、議案書21ページから23ページに記載のとおり報告させていただきます。以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

他にないようでございますので、本日、お諮りした議案すべてを終了しました。

以上をもちまして令和5年第4回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局から何点かご連絡をさせていただきます。

はじめに、5月の総会ですが、5月9日、火曜日、午後3時から岬公民館2階第3・4研修室で、開催を予定しております。

なお、申請受付については、4月21日、金曜日、24日、月曜日、25日、火曜日の3日間となります。現地確認につきましては、4月26日、水曜日、及び27日、木曜日で予定しております。スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

次に、現在のいすみ市農業委員及び農地利用最適化推進委員は、令和6年6月30日で任期満了となります。あと1年3ヶ月となります。

任期満了は来年度となりますが、公募をかけましてから農業委員のいすみ市議会6月定例会での審議まで、一連の改選事務の日程等を考慮しまして、令和5年度中の令和6年2月に農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募を行う予定で、議案提出者及び任命権者であるいすみ市長と調整を図りたいと考えていますので、ご承知おきください。

調整後、改選スケジュールが固まりましたら、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんに報告をいたします。

また、各行政区長さんにも同様にお知らせをする予定ですので、併せてご承知おきください。

次に記録活動簿ですが、本日3月分をお持ちの方は提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたりご苦勞様でした。

(閉会 午後4時35分)

議事録署名人

議長

6番委員

8番委員